

大船渡市総合戦略推進会議設置要綱

(設置)

第1 大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び検証において、広く関係者の意見、提言を反映させるため、大船渡市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 総合戦略案の作成及び調整に関すること。
- (3) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること。
- (4) その他総合戦略に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進会議は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体の役員等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 推進会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 推進会議の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。

(部会)

第7 推進会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(協力の要求等)

第8 推進会議は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第9 推進会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。